

修正案（平成30年1月）	修正前（平成27年8月）	備考
<p>第1章 総則</p> <p>1 略</p> <p>2 この計画の位置づけ</p> <p>(1) 計画の使い方</p> <p>この計画は、島根原子力発電所に係るUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）内の避難について、地域防災計画の避難に関する運用部分について計画したものであり、避難の規模をUPZ全体と仮定して作成している。</p> <p>このため、この計画の使用にあたっては、次の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>万が一の事故の際には、この計画の作成に当たって<u>前提となる</u>仮定条件を設定した部分について、UPZ内及びUPZ外の必要な地域も対象として、その時の状況に応じて当該仮定条件部分を<u>新たな前提となる現実の状況に応じて柔軟に組み立て直し、さらに状況に合わせて最も適したものに進化させて</u>使用する。</li> </ul> <p>(2) 計画の準拠</p> <p><u>この計画は、計画全般に関する基本的事項を定めた計画と、これに基づく特定の時期・範囲又は特定の事項を対象とした細部計画に区分する。</u></p> <p>この計画は、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法、原子力災害対策指針、地域防災計画に基づくものであり、この計画に定め<u>のない事項は、これら法令等に準拠する。</u></p> <p>(3)、(4) 略</p> <p>3 この計画の範囲</p> <p>(1) 時間的範囲</p> <p>初期対応段階から復旧段階までの緊急事態とし、島根原子力発電所の事故発生から、被災した地域の原子力緊急事態解除宣言後の事後対策として長期的な復旧策を開始するまでを範囲とする。</p> <p>ただし、事後対策以降については、当時の状況による<u>ところが大きい</u>ため、本計画では考え方（大綱）の記載にとどめ、<u>状況の進展及び不確定要因の確定に伴い逐次これを補足具体化していく。</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>4 略</p>	<p>第1章 総則</p> <p>1 略</p> <p>2 この計画の位置づけ</p> <p>(1) 計画の使い方</p> <p>この計画は、島根原子力発電所に係るUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）内の避難について、地域防災計画の避難に関する運用部分について計画したものであり、避難の規模をUPZ全体と仮定して作成している。</p> <p>このため、この計画の使用にあたっては、次の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>万が一の事故の際には、この計画の作成に当たって<u>仮定条件を設定した部分について、UPZ内及びUPZ外の必要な地域も対象として、その時の状況に応じて当該仮定条件部分を現実の状況に応じて修正して</u>使用する。</li> </ul> <p>(2) 計画の準拠</p> <p>この計画は、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法、原子力災害対策指針、地域防災計画に基づくものであり、この計画に定め<u>なき事項は、これら法令等に準拠する。</u></p> <p>(3)、(4) 略</p> <p>3 この計画の範囲</p> <p>(1) 時間的範囲</p> <p>初期対応段階から復旧段階までの緊急事態とし、島根原子力発電所の事故発生から、被災した地域の原子力緊急事態解除宣言後の事後対策として長期的な復旧策を開始するまでを範囲とする。</p> <p>ただし、事後対策以降については、当時の状況による<u>ところが大きい</u>ため、本計画では考え方（大綱）の記載にとどめる。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>4 略</p>	

## 5 根拠法令

## (1) 根拠法令等（再掲）

ア～ク 略

ケ オフサイトの防災業務関係者の安全確保に関する検討会報告書

コ 原子力災害派遣チーム活動要領

サ 原子力災害発生時等における避難者の受入れに係る指針

## (2) 略

## 第2章 実施要領

## 1 状況

- この章では、この計画を作成するにあたっての前提となる島根原子力発電所の状況等の仮定条件を記載するとともに、この計画を実行する際に必要となる情報とその入手方法について記載している。
- この計画の実際の運用にあたっては、この章に記載する要領により、この計画作成上の仮定条件を確認するために必要な情報を入手し、その状況の変化及び推移に伴ってこの計画の所要の補完修正を行い、実際の状況に適切させて運用する。

## (1) 島根原子力発電所の状況

ア、イ 略

ウ 島根原子力発電所事故の推移

※一般的な推移を記載したものであり、実際の状況の進展とは必ずしも一致しない。

事態区分	対応
警戒事態 (EAL 1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>島根原子力発電所で「警戒事態」が発生し、県は中国電力から「警戒事態」発生連絡を受けた。</li> <li>県は、災害警戒本部を設置した。</li> <li>県は、モニタリング本部を設置した。</li> <li>県は、国から連絡体制の確立等の要請を受けた。</li> <li>県は、注意喚起、観光客等への帰宅呼びかけを実施した。</li> </ul>
施設敷地緊急事態 (EAL	<ul style="list-style-type: none"> <li>島根原子力発電所で、警戒事態が「施設敷地緊急事態」に進展し、県は中国電力から「施設敷地緊急事態」発生連絡を受けた。</li> </ul>

## 5 根拠法令

## (1) 根拠法令等（再掲）

ア～ク 略

## (2) 略

## 第2章 実施要領

## 1 状況

- この項では、この計画を作成するにあたっての前提となる島根原子力発電所の状況等の仮定条件を記載するとともに、この計画を実行する際に必要となる情報とその入手方法について記載している。
- この計画の実際の運用にあたっては、この項に記載する要領により、この計画作成上の仮定条件を確認するために必要な情報を入手し、その状況に応じてこの計画を修正し、実際の状況に適切させて運用する。

## (1) 島根原子力発電所の状況

ア、イ 略

ウ 島根原子力発電所事故の推移

※一般的な推移を記載したものであり、実際の状況の進展とは必ずしも一致しない。

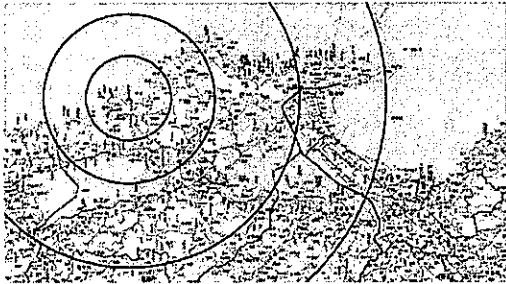
事態区分	対応
警戒事態 (EAL 1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>島根原子力発電所で「警戒事態」が発生した。</li> <li>県は、災害警戒本部を設置した。</li> <li>県は、モニタリング本部を設置した。</li> <li>県は、国から情報提供を受けた。</li> <li>県は、注意喚起、観光客等への帰宅呼びかけを実施した。</li> </ul>
施設敷地緊急事態 (EAL	<ul style="list-style-type: none"> <li>島根原子力発電所で、警戒事態が「施設敷地緊急事態」に進展した。</li> <li>県は、災害対策本部を設置した。</li> </ul>

## 鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）新旧対照表

平成30年1月19日

2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県は、災害対策本部を設置した。</li> <li>・県は、緊急時モニタリングを開始した。</li> <li>・県は、国から屋内退避の準備の要請を受けた。</li> <li>・県は、屋内退避の準備を指示した。</li> </ul>	2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県は、緊急時モニタリングを開始した。</li> <li>・県は、中国電力から「施設敷地緊急事態」の発生の通報と国から情報提供を受けた。</li> <li>・県は、屋内退避の準備を指示した。</li> </ul>
全面緊急事態 (EAL 3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島根原子力発電所で、施設敷地緊急事態が「全面緊急事態」に進展し、県は中国電力から「全面緊急事態」発生の通報を受けた。</li> <li>・県は、国から屋内退避の実施の要請を受けた。</li> <li>・内閣総理大臣は、「原子力緊急事態」を宣言し、国の原子力災害対策本部を設置した。</li> <li>・県は、屋内退避、安定ヨウ素剤の服用準備（配布等）、避難準備等を指示した。</li> <li>・事態の規模及び時間的推移に基づく判断により、<u>予防的防護措置として避難等の指示がなされた。</u></li> </ul>	全面緊急事態 (EAL 3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島根原子力発電所で、施設敷地緊急事態が「全面緊急事態」に進展した。</li> <li>・県は、中国電力から「全面緊急事態」の発生の通報と国から情報提供を受けた。</li> <li>・内閣総理大臣は、「原子力緊急事態」を宣言し、国の原子力災害対策本部を設置した。</li> <li>・県は、屋内退避、安定ヨウ素剤の服用準備（配布等）、避難準備等を指示した。</li> <li>・<u>全面緊急事態の規模及び時間的推移に基づく判断により、避難等指示がなされた。</u></li> </ul>
<p>※上記に関わらず、島根原子力発電所から放射性物質が放出され、緊急時モニタリングの結果が運用上の介入レベル（OIL）の値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、<u>避難等の指示がなされる。</u></p>		<p>※上記に関わらず、島根原子力発電所から放射性物質が放出され、緊急時モニタリングの結果が運用上の介入レベル（OIL）の値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、<u>避難指示がなされる。</u></p>	
<p>エ 避難 （基本方針） 原子力災害対策重点区域全体に避難が必要となった場合、<u>原則として島根原子力発電所からの距離に応じた同心円で段階的避難を行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）に基づきPAZ内の避難が実施される。UPZについてはEAL又はOILに基づき、<u>屋内退避ののち予防的防護措置として避難指示が出され、段階的避難が実施される。</u></li> </ul> <p>※放射性物質の放出がなくても、状況によっては避難指示が発出される場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・即時避難としてPAZ避難が完了した後、UPZ避難が実施される。</li> <li>・UPZ避難においても、島根原子力発電所から近い区域から距離に応じて段階的に避難するものとする。これにより、円滑な避難を確保するとともに住民の被ばくリスクの低減を図る。</li> <li>・<u>避難対象者数及び避難行動要支援者数を迅速に把握し、必要な輸送手段（バス、福祉車両）を把握し、速やかに避難を行う。</u></li> </ul>		<p>エ 避難 （基本方針） 原子力災害対策重点区域全体における<u>段階的避難の実施を原則とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）に基づきPAZ内の避難の後、EAL又はOILに基づき、<u>UPZの段階的避難が実施される。</u></li> </ul> <p>※放射性物質の放出がなくても、状況によっては避難指示を発出する場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・即時避難としてPAZ避難が完了した後、UPZ避難が実施される。</li> <li>・UPZ避難においても、島根原子力発電所から近い区域から距離に応じて段階的に避難するものとする。これにより、円滑な避難を確保するとともに住民の被ばくリスクの低減を図る。</li> </ul>	

## 原子力災害対策重点区域（島根原子力発電所）



## (2) 鳥取県の対応

## ア UPZ避難

EAL又はOIL等に基づき、国又は県・市からUPZ全域の避難指示が出された場合に段階的に避難を開始する。

段階的避難は島根原子力発電所からの距離に応じた、次に示す区分により行う。

弓浜半島内のUPZのこの区分は、米子市及び境港市において避難指示が住民に伝達できるとともに、避難状況の把握ができる地区的単位としており、避難指示の基礎単位である。

## 段階的避難における区分

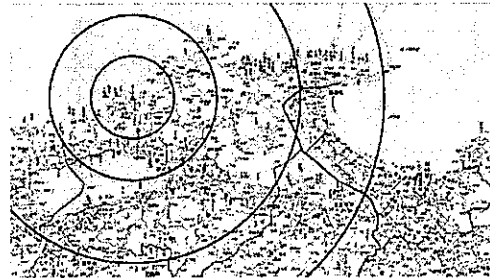
区分	避難区域	市	町名等
鳥取①	略	略	(略)
鳥取②	A-③	境港市	(略)
鳥取③	A-④		(略)
鳥取④	B-①	米子市	(略)
	B-②		(略)
	B-③		(略)
	B-④		(略)

## イ 避難シナリオ

## (7) 避難のパターン

島根原子力発電所において避難が必要な事態が発生し、EALに基づくPAZ避難に続き、EAL又はOILに基づきUPZ全

## 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（島根原子力発電所）



## (2) 鳥取県の対応

## ア UPZ避難

PAZ避難に続いて（あるいはPAZ避難と同時期）、国又は県・市からUPZ避難指示が出された場合に段階的に避難を開始する。

段階的避難は島根原子力発電所からの距離に応じた、次に示す区分により行う。

この区分は、避難指示が住民に伝達できるとともに、避難状況の把握ができる単位としており、避難指示の基礎単位である。

## 段階的避難における区分

区分	避難区域	市	町名等
鳥取①	略	略	(略)
鳥取②	B-①	境港市	(略)
鳥取③	B-②		(略)
鳥取④	B-③	米子市	(略)
	B-④		(略)
	C-①		(略)
	C-②		(略)

## イ 避難シナリオ

## (7) 避難のパターン

島根原子力発電所において避難が必要な事態が発生し、EALに基づくPAZ避難に続き、EAL又はOILに基づきUPZ全

## 鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）新旧対照表

平成30年1月19日

域の避難が開始されたものとする※。

島根県民の避難受け入れが必要な場合、島根県知事からの避難者の受入要請に基づき受け入れを行う。

※ 原災指針では、UPZにおける避難及び一時移転について、「事態の規模、時間的な推移に応じて、PAZ内と同様、避難等の予防的防護措置を講じる必要がある。また、緊急時モニタリングを行い、数時間以内を目途にOIL1を超える区域を特定し避難を実施する。その後も継続的に緊急時モニタリングを行い、1日以内を目途にOIL2を超える区域を特定し一時移転を実施しなければならない。」と規定されている。

## (イ) 避難シナリオ

避難指示に基づき、計画的に段階的避難を開始し、避難指示後20時間で避難を完了（30km圏からの100%避難が完了）する。

UPZ（10～20km）の避難指示が発出された時点を「H時」とする。

※ 原災指針では、放射性物質の放出後、モニタリング結果に基づき区域等を指定して避難等を実施することとされているが、ここでは予防的防護措置として避難指示がなされるものとする。

時間的推移	避難等の状況
警戒事態（EAL1） H- 24h	注意喚起、観光客への帰宅呼びかけ
略	略

## ウ 避難対象地域

対象とする避難対象地域（UPZ、概ね30km圏内）及び避難先地域は次の表のとおりとする。

## エ 避難誘導

## (7) 市避難誘導計画

米子市及び境港市は、県が手配し配車したバス等の車両を円滑に受け入れるため、一時集結所の特性、誘導方法をまとめた「市避難誘導計画」をあらかじめ作成する。

## (イ) 市避難誘導計画による住民の誘導

米子市及び境港市は、県から配車を受けたバスを市避難誘導計

域の避難が開始されたものとする※。

島根県民の避難受け入れが必要な場合、島根県知事からの避難者の受入要請に基づき受け入れを行う。

※ 「原子力災害対策指針」における、UPZにおける避難及び一時移転について、「原子力施設の状況に応じて、段階的に避難を行うことも必要である。また、緊急時モニタリングを行い、数時間以内を目途にOIL1を超える区域を特定し避難を実施する。その後も継続的に緊急時モニタリングを行い、1日以内を目途にOIL2を超える区域を特定し一時移転を実施しなければならない。」と規定されている。

## (イ) 避難シナリオ

避難指示に基づき、事態の推移に応じて計画的に段階的避難を開始し、避難指示後20時間で避難を完了（30km圏からの100%避難が完了）する。

UPZ（10～20km）の避難指示が発出された時点を「H時」とする。

※ 放射性物質は放出されておらず、EALに基づき避難指示がなされるものとする。

時間的推移	避難等の状況
警戒事態（EAL1）	注意喚起、観光客への帰宅呼びかけ
略	略

## ウ 避難対象地域

対象とする避難対象地域（UPZ、概ね30km圏内）

(新設)

画に基づき一時集結所に配車するとともに、避難を行う住民を誘導し、バスに乗車させる。

オ 避難手段

(ア) 選定の考え方

避難手段は、天候等の条件に制約を受けにくい自家用車及びバスによる避難を基本としつつ、各種輸送手段により輸送力を補完する。

この際、避難方針との整合を図りつつ、最適かつ実態に則した避難手段の組合せにより、確実かつ効率的な避難を行う。

また、補完的手段である鉄路、海路、空路に関しては、避難手段の特性に留意する必要がある。

(イ) 略

(ウ) 鉄路（公共輸送）

列車の運行が可能である場合、定時運行性を最大限活用し、観光客等の早期避難や通勤者、通学者が自宅に帰宅するまでの移動手段として使用。また、避難の際の補完的手段として使用。

JR（境線、山陰本線〔米子駅～鳥取駅〕）

(エ) 海路（公共輸送）

船舶（境港～鳥取港）の確保が可能であり、波高が1.5m以下と見込まれる場合に、自家用車が使えない近隣の住民等の輸送に使用。

(オ) 空路

航空機及びヘリコプターの確保が可能な場合に、遠距離かつ緊急に搬送が必要な要配慮者（重篤な入院患者等）等の輸送に使用。

ヘリコプターは、避難が遅れた住民や避難行動要支援者などの救出、搬送に使用。

※飛行できない場合に備え、予備手段を準備しなければならない。

（鉄路、海路、空路の特性）

輸送手段	特性	
	メリット	デメリット
鉄路 (JR境線)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大量輸送が可能</li> <li>・渋滞の影響を受けない(定時運行が可能)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単線であり、運行本数と車両連結数に限界がある。(最大4両編成)</li> <li>・地震との複合災害時には、線路や信号機の点検に時間を要する。(運行できない場合もある。)</li> </ul>

エ 避難手段

(ア) 選定の考え方

避難手段は、天候等の条件に制約を受けにくい自家用車及びバスによる避難を基本としつつ、各種輸送手段により輸送力を補完する。

この際、避難方針との整合を図りつつ、最適かつ実態に則した避難手段の組合せにより、確実かつ効率的な避難を行う。

(イ) 略

(ウ) 鉄路（公共輸送）

補完的手段として計画。

JR（境線、山陰本線〔米子駅～鳥取駅〕）

(エ) 海路（公共輸送）

船舶（境港～鳥取港）は確保が可能な場合に、自家用車が使えない住民等の避難の補完的手段として使用。

(オ) 空路

航空機及びヘリコプターは確保が可能な場合に、緊急を要する要配慮者等の輸送に使用。

（新設）

## 鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）新旧対照表

平成30年1月19日

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>境線の駅には駅舎が少なく、列車の待ち時間に屋内退避することが困難。</u></li> <li>・<u>境線から山陰本線に乗り入れが可能であるが、山陰本線のダイヤが過密であり、その影響で、運行本数を増やせない。</u></li> </ul>		
海路 (船舶)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>大量輸送が可能</u></li> <li>・<u>渋滞の影響を受けない。</u></li> <li>・<u>一度乗船すれば目的地に到着するまで乗換えがない。</u></li> <li>・<u>タグボードを使用すれば大型船も鳥取港に入港可能</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>海象の影響を受け出港できない場合がある。また、波高が高い場合、乗船者の身体的負担（船酔い）が大きい。</u></li> <li>・<u>船舶の大きさ、種類によって接岸するための専用の装備が必要となる。（護衛艦が接岸するには、専用の防舷材が必要）</u></li> <li>・<u>地震との複合災害時には、港湾の使用可否の確認が必要。</u></li> <li>・<u>津波が発生した場合は、漂着物により接岸できない。</u></li> </ul>		
空路 (航空機、ヘリコプター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>遠距離移動の際の搭乗者の負担が少ない。</u></li> <li>・<u>ヘリは、避難退城時検査会場の近隣に離着が可能</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>天候（雷雨等）の影響を受ける（特にヘリコプターは影響を受けやすい）</u></li> <li>・<u>自衛隊機等は、国において運用統制が図られる。</u></li> <li>・<u>確保が限定的である。</u></li> <li>・<u>ヘリは、搭乗可能数が少なく（5名程度）、大量輸送を行うことができない。</u></li> </ul>		
<p>カ 避難経路 (7) 避難経路の設定</p> <p>避難に使用する道路のうち、交通の円滑化、道路啓開、避難支援ポイントの設定等、輸送を重点的に確保する経路を避難経路に設定する。</p> <p>また、県は避難元から各避難先までの避難経路を記した資料を整備する。</p>			<p>オ 避難経路 (7) 避難経路の設定</p> <p>避難に使用する道路のうち、交通の円滑化、道路啓開、避難支援ポイントの設定等、輸送を重点的に確保する経路を避難経路に設定する。</p>	

## (イ) 避難経路

経路 1	山陰道・国道 9 号沿い	山陰道・国道 9 号による県中部・東部地域への避難経路
経路 2	米子自動車道・ <u>国道 181 号沿い</u>	米子自動車道から蒜山 IC を経由した県中部地域への避難経路
経路 3	中国自動車道沿い	米子自動車道から津山 IC を経由した県東部地域への避難経路

## (ウ) 避難経路図（概要）

略

経路 1	略
経路 2	・県道米子境港線（県道 47 号）→国道 181 号→（米子南・中 IC）→（米子 IC）→ <u>国道 181 号</u> →（溝口 IC、江府 IC）→（蒜山 IC）→国道 482 号→国道 313 号
経路 3	・県道米子境港線（県道 47 号）→国道 181 号→（米子南・中 IC）→（米子 IC）→ <u>国道 181 号</u> →（溝口 IC、江府 IC）→（落合 JCT）→中国自動車道→（津山 IC）→国道 53 号

## キ UPZ 外の防護措置

UPZ 外においては、緊急時モニタリング結果等を踏まえて、島根原子力発電所から同心円を基礎として必要な防護措置を実施する範囲を設定する。

## ク 避難に影響を及ぼすと想定する事項

## (ア) 道路の使用

- a、b 略  
c 地震による影響は検討しない（地震による道路等のインフラ被害は想定しない）

## (イ) 渋滞の発生

- a 略  
b 米子市街  
大篠津交差点、河崎交差点、皆生交差点、二本木交差点  
西福原一丁目交差点、米子食品団地入口交差点、米子駅前交差点

## (イ) 避難経路

経路 1	山陰道・国道 9 号沿い	山陰道・国道 9 号による県中部・東部地域への避難経路
経路 2	米子自動車道沿い	米子自動車道から蒜山 IC を経由した県中部地域への避難経路
経路 3	中国自動車道沿い	米子自動車道から津山 IC を経由した県東部地域への避難経路

## (ウ) 避難経路図（概要）

略

経路 1	略
経路 2	・県道米子境港線（県道 47 号）→国道 181 号→（米子南・中 IC）→（米子 IC）→ <u>米子自動車道</u> →（蒜山 IC）→国道 482 号→国道 313 号
経路 3	・県道米子境港線（県道 47 号）→国道 181 号→（米子南・中 IC）→（米子 IC）→ <u>米子自動車道</u> →（落合 JCT）→中国自動車道→（津山 IC）→国道 53 号

## キ UPZ 外の防護措置

UPZ 外においても、事態の進展等に応じ、UPZ と同様に必要な防護措置を実施する。

## ク 避難に影響を及ぼすと想定する事項

## (ア) 道路の使用

- a、b 略  
c 地震動による影響は検討しない（地震による道路等のインフラ被害は想定しない）

## (イ) 渋滞の発生

- a 略  
b 米子市街  
国道 9 号に国道 431 号及び各種道路が合流する箇所、米子自動車道入口交差点



## 鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）新旧対照表

平成30年1月19日

<p>国道9号に国道431号及び各種道路が合流する箇所、米子自動車道入口交差点</p> <p>(ウ) 略</p> <p>(3) 島根県からの避難住民の受入れ</p> <p>ア 避難シナリオ</p> <p>島根県において、災害の状況により島根県の計画どおりに避難ができなくなり、要請があった場合に、鳥取県に避難者を受け入れる。</p> <p>イ 略</p> <p>(4) 情報の伝達と収集</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 位置情報</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 位置の標示</p> <p>位置情報を共有化するためUTMグリッドの使用を原則とする。</p> <p>UTM座標値</p> <p>309：経度方向（東西方向）のUTM座標値（430920(m)を、309と表記）</p> <p>291：緯度方向（南北方向）のUTM座標値（3929140(m)を、291と表記）</p> <p>（読み方：サン・マル・キュウ、ニ・キュウ・イチ）</p> <p>(ウ) 災害情報の共有</p> <p>被害状況などの表示に使用する記号については、共有化されたものを使用する。</p> <p>2 避難実施の考え方</p> <p>(1) 方針</p> <p>県は、住民の被ばくを防止するため、内閣総理大臣の避難指示等に基づき、防護措置として避難等（屋内退避、コンクリート屋内退避、避難及び一時移転）を実施する。この際、要配慮者等に配慮する。</p> <p>UPZ内全域で避難が必要となった場合は、島根原子力発電所からの距離に応じた段階的避難を実施し、住民の一斉避難による大渋滞発生により、避難が停滞することに伴う住民の被ばくの危険性を防止する。</p>	<p>(ウ) 略</p> <p>(3) 島根県からの避難住民の受入れ</p> <p>ア 避難シナリオ</p> <p>島根県において、災害の状況に応じて避難が必要になった場合に、鳥取県に避難者を受け入れる。</p> <p>イ 略</p> <p>(4) 情報の伝達と収集</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 位置情報</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 位置の標示</p> <p>位置情報を共有化するためUTMグリッドを基本とする。</p> <p>UTM座標値</p> <p>309<sub>2</sub>：経度方向（東西方向）のUTM座標値（430920(m)を、309<sub>2</sub>と表記）</p> <p>291<sub>4</sub>：緯度方向（南北方向）のUTM座標値（3929140(m)を、291<sub>4</sub>と表記）</p> <p>(ウ) 災害情報の共有</p> <p>被害状況などの表示に使用する記号共有化されたものを使用する。</p> <p>2 避難実施の考え方</p> <p>(1) 方針</p> <p>県は、住民の被ばくを防止するため、内閣総理大臣の避難指示等に基づき、防護措置として避難等（屋内退避、コンクリート屋内退避、避難及び一時移転）を実施する。この際、要配慮者等に配慮する。</p> <p>避難は、島根原子力発電所からの距離に応じた段階的避難を実施し、住民の一斉避難による大渋滞発生により、避難が停滞することに伴う住民の被ばくの危険性を防止する。</p> <p>また、あらゆる手段を使った注意喚起と公的な広報媒体を使った詳細情報の提供により、住民への安心提供と安全確保を行う。</p>	
--	--	--

## 鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）新旧対照表

平成30年1月19日

また、あらゆる手段を使った注意喚起と公的な広報媒体を使った詳細情報の提供により、住民への安心提供と安全確保を行う。

なお、計画外の避難が大規模に発生した場合、避難住民への情報提供及び注意喚起、円滑な交通の流れを確保するための臨機応変の緊急対応を行い、住民の被ばくを出来るだけ避けるようにする。

## (2) 計画の段階区分

ア 略

イ 段階区分と防護措置の段階

(7) 略

(1) 避難の段階

表 略

## (3) 防護措置等

ア 防護措置

放射性物質又は放射線の異常な放出が発生した場合、各種防護措置を実施し、周辺住民等の被ばくのリスクを低減する。

防護措置	実施内容
屋内退避	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建屋の遮へい効果による外部被ばくの低減と、建屋の気密性を高めて屋内への放射性物質の侵入防止を図り、内部被ばくのリスクを低減する。</li> <li>・避難の指示等が行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合に屋内退避を行う。</li> <li>・ただし、<u>屋内退避指示が出されている中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、人命最優先の観点から避難指示を行う場合がある。</u></li> <li>・一方で避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむをえないときは、<u>屋内退避の安全確保措置を指示する場合がある。</u></li> </ul>
コンクリート 屋内退避	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院や介護施設においては、避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避を行う。</li> <li>・放射線防護対策を実施した施設等については、屋内退避の可能期間を考慮した上で、他の施設等からの受け入れや避難又は他の施設等への転院等を判断するものとする。</li> </ul>

なお、計画外の避難が大規模に発生した場合、避難住民への情報提供及び注意喚起、円滑な交通の流れを確保するための臨機応変の緊急対応を行い、住民の被ばくを出来るだけ避けるようにする。

## (2) 計画の段階区分

ア 略

イ 段階区分と防護措置の段階

(7) 略

(1) 防護措置の段階

表 略

## (3) 防護措置等

ア 防護措置

放射性物質又は放射線の異常な放出が発生した場合、各種防護措置を実施し、周辺住民等の被ばくのリスクを低減する。

防護措置	実施内容
屋内退避	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建屋の遮へい効果による外部被ばくの低減と、建屋の気密性を高めて屋内への放射性物質の侵入防止を図り、内部被ばくのリスクを低減する。</li> <li>・避難の指示等が行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合に屋内退避を行う。</li> </ul>
コンクリート 屋内退避	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院や介護施設においては、避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避を行う。</li> <li>・放射線防護対策を実施した施設等については、屋内退避の可能期間を考慮した上で、他の施設等からの受け入れや避難又は他の施設等への転院等を判断するものとする。</li> </ul>

## 鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）新旧対照表

平成30年1月19日

	・地震による家屋の倒壊等により自宅での屋内退避の実施が困難な場合は、地震による影響がない近隣のコンクリート屋内退避施設において屋内退避を行う。		
避難	略	避難	略
避難(OIL1)	略	避難(OIL1)	略
一時移転(OIL2)	・緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域であるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間（1週間程度内）のうちに当該地域から離れるもの。	一時移転(OIL2)	・緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域であるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるもの。
除染(OIL4)	・避難退域時検査において、基準を超えた避難者等については除染を行うもの。		
安定ヨウ素剤の予防服用	・大気中の放射性ヨウ素の濃度が高くなり、これを体内に取り込むおそれのある場合は、安定ヨウ素剤を予防服用し、放射性ヨウ素が甲状腺に集まるのを抑制する。 ・放射性物質の放出状況を踏まえ、国の判断に基づき、避難、屋内退避、飲食物摂取制限等の措置とともに実施する。なお、避難の際に一時集結所等で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難等の理由により事前配付を希望する者に対しては、事前配付を行う。	安定ヨウ素剤の予防服用	・大気中の放射性ヨウ素の濃度が高くなり、これを体内に取り込むおそれのある場合は、安定ヨウ素剤を予防服用し、放射性ヨウ素が甲状腺に集まるのを抑制する。 ・放射性物質の放出状況を踏まえ、国の判断に基づき、避難、屋内退避、飲食物摂取制限等の措置とともに実施する。
飲食物摂取制限(OIL6)	略	飲食物摂取制限(OIL4、6)	略
立入制限措置	略	立入制限措置	略
イ 略		イ 略	
(4) 防護措置等の実施要領		(4) 防護措置等の実施要領	
ア 避難準備段階		ア 避難準備段階	
(7) 略		(7) 略	
(1) 実施要領		(1) 実施要領	
a 指揮命令活動		a 指揮命令活動	
・現地事故対策連絡会議（OFC）等への参加		・現地事故対策連絡会議（OFC）への参加	
b 住民避難及び一時移転		b 住民避難及び一時移転	
※優先避難の検討（乳幼児とその家族、その他要配慮者等）		・優先避難の実施	
		乳幼児とその家族の避難	
		その他要配慮者等の避難準備	

<p>c 略</p> <p>d <u>原子力災害医療</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難退域時検査、除染準備</li> <li>・安定ヨウ素剤の配布準備</li> <li>・医療救護班の配置調整</li> </ul> <p>イ 避難段階</p> <p>(ア) 方針</p> <p>県は、避難指示等に基づき、住民避難等の各種計画に従い、住民の輸送とそれに必要な防護措置を実施する。</p> <p>避難の実施に当たっては、原子力発電所に近い地域から段階的に避難を行い、原子力発電所から近い地域の避難を確実に実施する。</p> <p>(イ) 実施要領</p> <p>a 略</p> <p>b 住民避難</p> <p><u>避難途中の住民に対する情報提供の実施</u></p> <p>c 略</p> <p>d <u>原子力災害医療</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難退域時検査、除染の実施</li> <li>・安定ヨウ素剤の配布</li> <li>・医療救護班の配置</li> <li>・被ばく患者を指定された<u>原子力災害拠点病院</u>へ搬送</li> </ul> <p>ウ 避難生活段階</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 実施要領</p> <p>a～c 略</p> <p>d <u>原子力災害医療活動</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力災害医療及び健康評価を行う。</li> <li>・<u>移動式ホールボディカウンタ車による内部被ばく線量の測定</u></li> </ul> <p>エ 復帰段階（中期対応段階）</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 実施要領</p> <p>a～c 略</p> <p>d <u>原子力災害医療活動</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>原子力災害医療</u>及び健康評価を行う。</li> </ul>	<p>c 略</p> <p>d <u>被ばく医療</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>避難退域時検査（被ばく医療の前提として実施）</u>、除染準備</li> <li>・安定ヨウ素剤の配布準備</li> <li>・医療救護班の配置調整</li> </ul> <p>イ 避難段階</p> <p>(ア) 方針</p> <p>県は、<u>全面緊急事態</u>において、避難指示等に基づき、住民避難等の各種計画に従い、住民の輸送とそれに必要な防護措置を実施する。</p> <p>避難の実施に当たっては、原子力発電所に近い地域から段階的に避難を行い、原子力発電所から近い地域の避難を確実に実施する。</p> <p>(イ) 実施要領</p> <p>a 略</p> <p>b 住民避難</p> <p>(新規)</p> <p>c 略</p> <p>d <u>被ばく医療</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難退域時検査、除染の実施</li> <li>・安定ヨウ素剤の配布</li> <li>・医療救護班の配置</li> <li>・被ばく患者を指定された<u>二次被ばく医療機関</u>へ搬送</li> </ul> <p>ウ 避難生活段階</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 実施要領</p> <p>a～c 略</p> <p>d <u>被ばく医療活動</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>必要な被ばく医療</u>及び健康評価を行う。</li> </ul> <p>エ 復帰段階（中期対応段階）</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 実施要領</p> <p>a～c 略</p> <p>d <u>被ばく医療活動</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>必要な被ばく医療</u>及び健康評価を行う。</li> </ul>	
---	--	--

<p>オ 復帰段階、生活再建段階</p> <p>(7) 略</p> <p>(イ) 実施要領</p> <p>a～c 略</p> <p>d <u>原子力災害医療活動</u></p> <p>(5) 避難実施</p> <p>ア 避難指示の手順</p> <p>県は、国の原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の避難指示に基づき、気候、道路状況等の当時の状況に基づき、あらかじめ作成した避難に関する具体的な内容を示した避難実施計画を修正して、各種防護措置とあわせて、関係機関と協議し、関係市に避難を指示する。</p> <p>要避難市は、あらかじめ作成していた避難実施要領を修正し、関係機関と連携し、住民に避難を伝達する。</p> <p>イ 避難先</p> <p><u>国の原子力災害対策本部からの避難指示に基づき、市はUPZ内の住民を県東部・中部地域に段階的に避難させる。</u>（「6 避難先一覧表」参照。）</p> <p>避難の受入れは、より以遠の東部地域から順次行い、あらかじめマッチングした避難所に行う。</p> <p>段階的避難を行うにあたり、避難の順番を待つまでは、屋内退避を実施する。</p> <p>避難先は、県内を基本とするが、次の場合には、災対法に基づき、<u>県外避難を実施する。</u></p> <div data-bbox="197 1032 1003 1130" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">＜県外避難実施の要件＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院患者等の要配慮者等を<u>受入れ</u>する施設が県内で不足するとき</li> <li>・略</li> </ul> </div> <p>ウ 略</p> <p>エ 避難方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あらかじめ決められた方法あるいは、指示された方法により避難を行う。</li> <li>・自家用車による避難をするときは、各家庭で避難する。</li> <li>・公共輸送等による避難をするときは、自治会単位で<u>予め指定された一時集結所に集結した後に避難する。</u></li> <li>・県は、避難車両の米子自動車道及び中国自動車道の無料通行指</li> </ul>	<p>オ 生活再建段階（復帰段階）</p> <p>(7) 略</p> <p>(イ) 実施要領</p> <p>a～c 略</p> <p>d <u>被ばく医療活動</u></p> <p>(5) 避難実施</p> <p>ア 避難指示の手順</p> <p>県は、国の原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の避難指示に基づき、<u>EAL又はOILの運用と</u>、気候、道路状況等の当時の状況に基づき、あらかじめ作成した避難計画を修正して、<u>具体的な避難の指示を作成し</u>、各種防護措置とあわせて、関係機関と協議し、関係市に避難を指示する。</p> <p>要避難市は、あらかじめ作成していた避難実施要領を修正し、関係機関と連携し、住民に避難を伝達する。</p> <p>イ 避難先</p> <p><u>島根原子力発電所からUPZ内の住民避難を国の原子力災害対策本部の決定による避難指示により、県東部・中部地域に段階的に行う。</u>（「6 避難先一覧表」参照。）</p> <p>避難の受入れは、より以遠の東部地域から順次行い、あらかじめマッチングした避難所に行う。</p> <p>段階的な避難を実施するまでは、屋内退避を実施する。</p> <p>避難先は、県内を基本とするが、次の場合には、災対法に基づき、<u>県外避難を実施する。</u></p> <div data-bbox="1029 1003 1843 1101" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">＜県外避難実施の要件＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院患者等の要配慮者等を<u>収容</u>する施設が県内で不足するとき</li> <li>・略</li> </ul> </div> <p>ウ 略</p> <p>エ 避難方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あらかじめ決められた方法あるいは、指示された方法により避難を行う。</li> <li>・自家用車による避難をするときは、各家庭毎に避難する。</li> <li>・公共輸送等による避難をするときは、自治会単位で一時集結所から避難する。</li> <li>・県は、避難車両の米子自動車道及び中国自動車道の無料通行指</li> </ul>
---	--

<p>置について <u>NEXCO 西日本に要請する。</u></p> <p>オ 避難所 自治会を単位として、あらかじめマッチングされた避難所へ避難する。 避難所等については、必要に応じて事前にモニタリングを行い安全性を確認する。</p> <p>カ UPZ外の防護措置 UPZ外においては、<u>UPZ内と同様に事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。また、避難等の防護措置が必要となった場合には、UPZと同様のフレームワークにより対応を行う。</u></p> <p>キ 略</p> <p>(6) 避難の優先 ア 地域 <u>UPZ内全域が避難が必要となった場合、島根原子力発電所に近い地域から段階的に避難を行い、受入れはより以遠の東部地域から順次行う。</u> 避難は、<u>EAL又はOILに基づく国の避難指示により</u>行い、島根原子力発電所からの距離が、20 km圏内区域、20 km～25 km圏内区域、25 km～30 km圏内区域に分け、島根原子力発電所から近い距離の区域から順次段階的に避難を開始する。 また、島根県から避難受入れ要請がある場合は、島根県と避難時期・経路等を調整する。</p> <p>イ 略</p> <p>(7) 避難誘導 ア 避難情報の伝達（広報） (ア) 県 (略) ・<u>県は、避難途中の住民に対して必要な情報（空間放射線、避難所情報等）をホームページや原子力防災アプリ等を通じて提供する。また、道路表示板やパチンコ店の屋外大型ビジョン等を活用した情報提供も合わせて行う。</u></p> <p>(イ) 略</p> <p>イ 略</p>	<p>示について要請する。</p> <p>オ 避難所 自治会を単位として、あらかじめマッチングされた避難所へ避難する。 避難所等については、必要に応じて事前にモニタリングにより安全性を確認する。</p> <p>カ UPZ外の防護措置 UPZ外の必要な地域については、事態の進展等に応じ、<u>ブルーム通過時の影響を避けるためUPZと同様に必要な防護措置を行う。</u></p> <p>キ 略</p> <p>(6) 避難の優先 ア 地域 島根原子力発電所に近い地域から段階的に避難を行い、受入れはより以遠の東部地域から順次行う。 避難は、<u>EAL、OILを基準とする国の避難指示に基づき</u>行い、島根原子力発電所からの距離が、20 km圏内区域、20 km～25 km圏内区域、25 km～30 km圏内区域に分け、島根原子力発電所から近い距離の区域から順次段階的に避難を開始する。 また、島根県から避難受入れ要請がある場合は、島根県と避難時期・経路等を調整する。</p> <p>イ 略</p> <p>(7) 避難誘導 ア 避難情報の伝達（広報） (ア) 県 (略)</p> <p>(イ) 略</p> <p>イ 略</p>	
--	--	--

<p>(8) 自家用車による避難 ア～エ 略 オ 避難退域時検査等 放射性物質が放出された後に緊急時モニタリングの結果により必要があると判断された場合には、主要経路沿い等に避難退域時検査会場を設け、避難住民の避難退域時検査を行い、避難退域時検査の結果、OIL4以下でないことが確認された場合、簡易除染を行う。 <u>大型車両の除染を行う際に用いる洗浄水については、周囲に飛散しないように飛散防止措置をとる。</u> なお、避難先までの間に避難退域時検査を受けることができなかつた避難住民については、避難先地域に設置した避難退域時検査会場で行う。 また、検査の実施に際して、健康上の配慮等が必要な者については受入先での検査等を考慮する。</p> <p>カ 避難途中の住民に対する支援 県は、主要経路沿い等に設置した避難退域時検査会場等に併設して避難支援ポイントを設置し、避難途中の住民へ避難に関する情報や物資の提供等の支援を行う。 避難支援ポイントにおいては、自家用車による避難を踏まえ、長時間における渋滞を予期し、避難途中の住民に対し、<u>支援（避難に必要な情報（道路情報、避難所情報等）、飲料水、食料等）を行う。</u> また、必要に応じてトイレ施設等を設置する。 なお、積雪期間中についてはチェーン等滑り止めの必要性の有無についても情報提供する。</p> <p>キ 略</p> <p>(9) 公共輸送による避難 ア バス等による避難 (ア) 方針 避難住民は、市があらかじめ定めた一時集結所に徒歩で集結した後、県等が手配するバス等により、指定された避難経路を使用し、<u>避難退域時検査を行った後に避難所へ移動する。</u> なお、この場合でも可能な限り自治会単位でまとまり避難することを原則とする。 また、一時集結所でバス等を待つ際の被ばくの防止についても留意する。</p>	<p>(8) 自家用車による避難 ア～エ 略 オ 避難退域時検査等 放射性物質が放出された後に緊急時モニタリングの結果により必要があると判断された場合には、主要経路沿い等に避難退域時検査会場を設け、避難住民の避難退域時検査と避難住民に必要な支援等を総合的に行い、避難退域時検査の結果、OIL4以下でないことが確認された場合、簡易除染を行う。 なお、避難先までの間に避難退域時検査できなかつた避難住民については、避難先地域に設置した避難退域時検査会場で行う。 また、検査の実施に際して、健康上の配慮等が必要な者については受入先での検査等を考慮する。</p> <p>カ 避難途中の住民に対する支援 県は、主要経路沿い等に設置した避難退域時検査会場等に併設して避難支援ポイントを設置し、避難途中の住民へ避難に関する情報や物資の提供等の支援を行う。 避難支援ポイントにおいては、自家用車による避難を踏まえ、長時間における渋滞を予期し、避難途中の住民に対し、避難に必要な情報（道路情報、避難所情報等）、飲料水、食料等の提供。 また、必要に応じてトイレ施設等を設置する。 なお、積雪期間中についてはチェーン等滑り止めの必要性の有無についても情報提供する。</p> <p>キ 略</p> <p>(9) 公共輸送による避難 ア バス等による避難 (ア) 方針 避難住民は、市があらかじめ定めた一時集結所に徒歩で集結した後、県等が手配するバス等により、指定された避難経路により避難所へ移動する。 なお、この場合でも可能な限り自治会単位でまとまり避難することを原則とする。</p>
---	--

- (イ) 略
- (ウ) 一時集結所から避難所までの輸送
- a 略
- b バス等の確保
- 県は、県バス協会及び県バス協会会員に緊急輸送の協力要請を行い、輸送に必要な台数のバスを確保する。
- また、県内でバスの必要台数が確保できない場合は、中国4県のバス協会及び関西広域連合各府県のバス協会に協力を要請し、輸送に必要な台数のバスを確保する。
- なお、避難住民輸送に必要なバス等の確保が困難な場合は、国への要請や自衛隊に避難（輸送）の災害派遣を要請する。
- c バス等への運行指示書の作成
- 県は、原子力防災避難オペレーション支援システムにより、対象エリア内の人口や避難行動要支援者数（在宅、高齢者施設、障がい者施設等）、必要な車両数等を速やかに算出し、運行指示書を作成し、円滑かつ計画的な輸送を実施する。

## イ 鉄道による避難

(略)

また、県は、輸送の混乱を回避するためJRと協議のうえ、列車の回送時間を考慮した運行終了時刻を設定し、それをJRと連携し住民に周知しなければならない。

地震災害の場合には、安全運行に係る線路の確認等に時間を要するなどの制約を考慮する必要がある。

一時集結所に集結した住民を必要に応じて各駅に誘導し、順次乗車させ、後藤駅や米子駅等まで輸送する。駅に到着した後は、バス等により避難退域時検査会場まで輸送する。（状況により、米子駅等に到着後、山陰本線の列車に乗り換えるなどして、鳥取駅及び倉吉駅等に輸送することも検討する。その際は、到着駅付近からバス等により、避難所まで輸送する。）

## ウ その他手段による避難（船舶・航空機）

(ア) 方針 略

(イ) 船舶による避難

(略)

船舶による避難にあたっては、悪天候等による乗船者の身体的負担（船酔い）や津波災害の場合の港湾施設等への影響を考慮する必要がある。また、大型船舶の場合には調達に時間がかかることや、接岸できる港湾施設が限られるなどの制約があり、船舶の大きさ、種類によって接岸するための防舷材等の装備が必要であ

- (イ) 略
- (ウ) 一時集結所から避難所までの輸送
- a 略
- b バス等の確保

県は、指定地方公共機関である県内バス事業者等のほか、必要に応じて直接あるいは関西広域連合を通じて県外バス事業者から、輸送に必要な台数のバスを確保する。

なお、避難住民輸送に必要なバス等の確保が困難な場合は、国への要請や自衛隊に避難（輸送）の災害派遣を要請する。

## イ 鉄道による避難

(略)

また、輸送の混乱を回避するためJRと協議のうえ、列車の回送時間を考慮した運行終了時刻を設定し、それを住民に周知しなければならない。

地震災害の場合には、安全運行に係る線路の確認等に時間を要するなどの制約を考慮する必要がある。

一時集結所に集結した住民を必要に応じて各駅に誘導し、順次乗車させ、米子駅等に輸送する。（状況により、米子駅等に到着後、山陰本線の列車に乗り換えるなどして、鳥取駅及び倉吉駅等に輸送することも検討する。一部は、到着駅付近からバス等により、避難所まで輸送する。）

## ウ その他手段による避難（船舶・航空機）

(ア) 方針 略

(イ) 船舶による避難

(略)

船舶による避難にあたっては、悪天候等による影響や津波災害の場合の港湾施設等への影響を考慮する必要があり、大型船舶の場合には調達に時間がかかることや、接岸できる港湾施設が限られるなどの制約を考慮する必要がある。



<p><u>ることを考慮する必要がある。</u></p> <p>(ウ) 航空機による避難 (略) なお、入院患者等を搬送させる場合は、患者の容態の急変等にも対応できるよう医師等の医療従事者を同乗させる<u>ことを基本とする。</u></p> <p>(エ) 留意事項（共通）</p> <p>a 乗務員の安全確保 公共輸送による避難にあたっては、あらかじめ運行基準を検討するとともに、乗務員の防護対策に留意するものとする。</p> <p>b 避難退域時検査の実施 <u>放射性物質が放出された後における避難（OILに基づく防護措置としての避難）においては、空港、港湾等の到着地で住民の避難退域時検査を実施する。検査終了後、バス等によりあらかじめ定められた避難所に移動する。</u></p> <p>(10) 自衛隊による避難 県は、輸送力が不足する場合、自衛隊に災害派遣を要請し、自衛隊が保有する車両（自衛隊救急車を含む）および船舶、ヘリコプターを含む航空機による避難住民等の緊急輸送を行う。</p> <p>(11) 避難行動要支援者等の避難</p> <p>ア 略</p> <p>イ 避難行動要支援者等の避難計画</p> <p>(7) 避難行動要支援者の把握等 <u>県・市は、あらかじめ避難行動要支援者を把握し、避難に必要な車両を見積もっておく。</u></p> <p>(イ) 県は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、避難行動要支援者等及びそれらの施設等並びに避難行動要支援者等の避難体制の状況を確認し、避難行動要支援者等の避難計画を作成する。 また、県は、県内で確保可能な福祉車両等を把握し、県内車両で不足する数については、あらかじめ国に確保を要請するとともに、<u>要請の手順を確立しておく。</u> また、OIL2による一時移転においては、県内で準備できる福祉車両による一時移転の方法について検討しておく。</p> <p>(ウ)～(オ) 略</p> <p>ウ 情報の提供 <u>聴覚障がい者、視覚障がい者等の避難行動要支援者等への情報伝達については、それぞれの障がいの特性に応じて伝達方法に配</u></p>	<p>(ウ) 航空機による避難 (略) なお、入院患者等を搬送させる場合は、患者の容態の急変等にも対応できるよう医師等の医療従事者を同乗させる<u>よう配慮するものとする。</u></p> <p>(エ) 留意事項（共通） 公共輸送による避難にあたっては、あらかじめ運行基準を検討するとともに、乗務員の防護対策に留意するものとする。 放射性物質が放出された後における避難（OILに基づく防護措置としての避難）においては、空港、港湾等の到着地で住民の避難退域時検査を実施する。</p> <p>(10) 自衛隊による避難 県は、輸送力が不足する場合、自衛隊に災害派遣を要請し、自衛隊が保有する車両（自衛隊救急車を含む）および船舶、ヘリコプターを含む航空機による避難住民等の輸送を行う。</p> <p>(11) 避難行動要支援者等の避難</p> <p>ア 略</p> <p>イ 避難行動要支援者等の避難計画</p> <p>(7) 県は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、避難行動要支援者等及びそれらの施設等並びに避難行動要支援者等の避難体制の状況を確認し、避難行動要支援者等の避難計画を作成する。 <u>このため、あらかじめ避難行動要支援者を把握し、避難に必要な車両を見積もっておく。</u> <u>この際、車両が不足する際は、あらかじめ国に確保を要請する。</u></p> <p>(イ)～(エ) 略</p> <p>(新設)</p>	
---	--	--

慮する。

エ 略

オ 社会福祉施設等入所者の避難

(7) 方針

社会福祉施設の入所者については、県があらかじめ示した避難先施設に避難を行うものとする。

この際、放射線防護対策を実施した社会福祉施設等については、屋内退避の可能期間を考慮した上で、他の社会福祉施設等からの受入れや避難及び在宅の避難行動要支援者の受入れ又は他の社会福祉施設への転院等を判断するものとする。

(イ) 避難方法

施設入所の避難行動要支援者等については、施設が所有する車両に加え、県が手配する福祉車両等で避難する。

(ウ) 略

カ、キ 略

ク 外国人の避難

(略)

また、ホームページへの情報掲載にあたっては、ホームページの多言語自動翻訳機能の活用を考慮し、やさしい日本語での掲載を心がける。

ケ 略

(12) 児童生徒等の避難

ア 方針

保育所や学校等、園児、児童、生徒及び学生（生徒等）が通う施設においては、警戒事態が施設敷地緊急事態に進展するおそれがある場合又は施設敷地緊急事態が発生した場合、直ちに休園・休校とし、屋内退避等により児童、生徒の安全を確保するとともに保護者との連絡調整に努める。

保護者の引渡し前に避難指示が出た場合、引渡しが終わっていない児童生徒等全員を学校等ごとに決められた避難所に移動させ、保護者に引き渡すものとする。

ウ 略

エ 社会福祉施設等入所者の避難

(7) 方針

緊急的な避難が必要となった初期段階において、全ての対象者を該当の避難先社会福祉施設へ直ちに避難することが困難であるため、避難先が確保できるまで一時的に他の施設（広域福祉避難所）に避難し、受入先が確保された後に最終避難先に避難する。

この際、放射線防護対策を実施した社会福祉施設等については、屋内退避の可能期間を考慮した上で、他の社会福祉施設等からの受け入れや避難又は他の社会福祉施設への転院等を判断するものとする。

(イ) 避難方法

施設入所の避難行動要支援者等については、県が手配するバスの他、施設が所有する車両で避難する。

(ウ) 略

オ、カ 略

キ 外国人の避難

(略)

また、ホームページへの情報掲載にあたっては、ホームページの翻訳を考慮し、平易な日本語での掲載を心がける。

ク 略

(12) 児童生徒等の避難

ア 方針

避難指示が出た場合、その指示内容に従い、保育所や学校等、園児、児童、生徒及び学生（生徒等）が通う施設の管理者は、生徒等全員をUPZに避難させることを基本とする。

この際、時間に余裕がない場合は学校等から児童生徒等を避難させ、避難先で保護者に引き渡すものとする。時間に余裕がある場合は、児童生徒等を学校等で保護者に引き渡すものとする。

<p>イ～エ 略</p> <p>(13) 観光客等一時滞在者の避難 ア 方針 島根原子力発電所において、大規模事故につながるおそれのある事故が発生した場合や警戒事態等が発生した場合、<u>観光施設の周知のほか防災行政無線や道路情報板、パチンコ店の屋外大型ビジョンにより速やかに観光客へ事故状況等を伝達するとともに、併せて避難経路等を情報提供し、早期の帰宅を呼びかける。</u></p> <p>イ、ウ 略</p> <p>エ 避難の実施 観光客のうち、自家用車やバス又はタクシー利用者等、移動手段を確保している者は、それぞれの移動手段を用いてすみやかに帰宅する。 <u>また、公共交通機関を利用し来訪した観光客については、運行時間等の情報を提供し、可能な限り公共交通機関で速やかに帰宅するよう呼びかける。</u></p> <p>(14) 大規模計画外避難に対する緊急対応 ア 略</p> <p>イ 実施要領 (7) 現地情報の入手 県は、各種手段により、状況判断に資するための現地の道路状況をリアルタイムで確実に掌握する。 この際、あらかじめ渋滞の発生が予測される場所を把握し、その場所を判断ポイントとして重点的に現地の状況を把握する。<u>状況把握にあたっては、ドローン（小型無人飛行機）等を用いることにより迅速に情報収集を行う。</u></p> <p>(4) 住民避難路の統制（規制） 県及び市町村、警察、道路管理者等は、現地の道路情報に基づき、交通秩序の維持（回復）、交通の整理、迂回路への誘導等の必要な措置を行う。 この際、各機関は連携するとともに必要な協力を行う。 <u>なお、島根原子力発電所で事故が発生した場合は、島根県の住民が本県を通過し避難を行うとともに本県住民が、岡山県内の道路を使用して避難を行うことから県境を越えた広域的な交通管制が必要であり、中国地域全体での交通規制の実施について各県警</u></p>	<p>イ～エ 略</p> <p>(13) 観光客等一時滞在者の避難 ア 方針 島根原子力発電所において、大規模事故につながるおそれのある事故が発生した場合や警戒事態等が発生した場合、防災行政無線や道路情報板により速やかに観光客へ事故状況等を伝達するとともに、併せて避難経路等を情報提供し、早期の帰宅を呼びかける。</p> <p>イ、ウ 略</p> <p>エ 避難の実施 観光客のうち、自家用車やバス又はタクシー利用者等、移動手段を確保している者は、それぞれの移動手段を用いてすみやかに帰宅する。</p> <p>(14) 大規模計画外避難に対する緊急対応 ア 略</p> <p>イ 実施要領 (7) 現地情報の入手 県は、各種手段により、状況判断に資するための現地の道路状況をリアルタイムで確実に掌握する。 この際、あらかじめ渋滞の発生が予測される場所を把握し、その場所を判断ポイントとして重点的に現地の状況を把握する。</p> <p>(4) 住民避難路の統制（規制） 県及び市町村、警察、道路管理者等は、現地の道路情報に基づき、交通秩序の維持（回復）、交通の整理、迂回路への誘導等の必要な措置を行う。 この際、各機関は連携するとともに必要な協力を行う。</p>	
--	--	--

察本部等と協議を行う。  
 (ウ) 住民への情報伝達  
 県及び市は、住民に対してあらゆる手段により情報を伝達する。既に避難を開始した住民に対しては、避難中における被ばく防止等の注意事項、渋滞状況、交通規則の遵守、渋滞解消の見通し、空間放射線量、避難所情報、現状等を伝える。  
 (エ) 略

ウ 略

(15) 実動機関現地合同調整所の設置  
 県警察は、警察、消防、海上保安庁、自衛隊の実動機関の一元的な活動調整及び情報共有の円滑化を図るため実動機関現地合同調整所を琴浦大山警察署に設置し、調整メカニズムを有機的に運用して現地実動機関に適正な活動を分担させ、広域的な交通規制・統制等を行う。  
 県警察は、平素から実動機関間で準備のための共通の基準及び共通の実施要領を確立するとともに、調整メカニズムの構築、実動機関現地合同調整所に実動機関共同調整システム、通信機器等の整備を行う。

3 関係機関の役割

(1) 関係機関

機関名	事務又は業務	
鳥取県	1～5 略 6. 広域避難所運営の統括 7～11 略 12. 避難住民の避難退域時検査、除染及び原子力災害医療 13～14 略 15. 放射線防護対策施設への物資補給 16. その他必要な措置	
指定公共機関	日本通運（株）	1. 貨物自動車による救助物資の輸送
	福山通運（株）	
	佐川急便（株）	
	ヤマト運輸（株）	
	西濃運輸（株）	
西日本電信電話（株）	1. 通信の確保及び防護対策の実施に必要な通信の優先的取扱い	

(ウ) 住民への情報伝達  
 県及び市は、住民に対してあらゆる手段により情報を伝達する。既に避難を開始した住民に対しては、避難中における被ばく防止等の注意事項、渋滞状況、交通規則の遵守、渋滞解消の見通し、現状等を伝える。  
 (エ) 略

ウ 略

(新設)

3 関係機関の役割

(1) 関係機関

機関名	事務又は業務	
鳥取県	1～5 略 6. 広域避難所運営の統轄 7～11 略 12. 避難住民の避難退域時検査、除染及び被ばく医療 13～14 略 15. その他必要な措置	
指定公共機関	(追加)	
	(追加)	
	(追加)	
	(追加)	
	(追加)	

## 鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）新旧対照表

平成30年1月19日

	ソフトバンク(株)	2. 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置 3. 避難情報の配信	(追加)		
指定 地方 公共 機関	(株) 新日本海新聞社	1. 住民等に対する避難情報の広報活動	(追加)		
	(株) 山陰中央新報社		(追加)		
	(株)鳥取テレピア		(追加)		
	日本海ケーブルネットワーク(株)		(追加)		
	鳥取中央有線放送(株)		(追加)		
(2) 略		(2) 略			
4 避難の支援方法		4 避難の支援方法			
(1) 略		(1) 略			
(2) 輸送		(2) 輸送			
ア～キ 略		ア～キ 略			
ク 輸送の実施		ク 輸送の実施			
(7) 輸送業務		(7) 輸送業務			
県は、輸送計画に基づき、一元的に輸送を手配・調整する。		県は、輸送計画に基づき、一元的に輸送を手配・調整する。			
県は、原子力防災避難オペレーション支援システムを用いて、 <u>輸送計画表を作成するとともにバス等の運行指示書を作成し、運送事業者</u> に提供する。					
(イ) 広域交通管理体制の確保		(イ) 広域交通管理体制の確保			
a 交通規制の実施		a 交通規制の実施			
(略)		(略)			
警察は、道路管理者と連携して国道431号の使用の可否を早期に把握し、避難経路として使用できる場合には、車両を誘導し、交通を分散することで渋滞を緩和する。		警察は、道路管理者と連携して国道431号の使用の可否を早期に把握し、避難経路として使用できる場合には、車両を誘導し、交通を分散することで渋滞を緩和する。			
警察は、交通規制計画に基づき、交通検問所を設置する。		警察は、交通規制計画に基づき、交通検問所を設置する。			
なお、 <u>島根原子力発電所で事故が発生した場合は、島根県の住民が本県を通過し避難を行うとともに本県住民が、岡山県内の道路を使用して避難を行うことから県境を越えた広域的な交通管制が必要であり、中国地域全体で交通規制を実施する。</u>					

<p>b 交通路の確保                  県は、主要な橋梁、トンネル等のあらかじめ確認すべき箇所を定め、それら箇所の異常の有無をドローン（小型無人飛行機）等を活用し早期に把握するとともに、必要に応じて応急復旧及び啓開作業を実施する等警察とともに交通路の確保を行う。</p> <p>ケ 略</p> <p>コ 避難が遅れた者への対応                  県は、住民避難が完了した後に、避難が遅れた住民等の情報提供や救出依頼があった場合は、警察、消防等に対して捜索及び発見後の緊急輸送を要請する。</p> <p>サ 略</p> <p>(3) 避難退域時検査                  ア 避難退域時検査の実施                  避難退域時検査は、住民の汚染状況を確認することを目的に行うものであり、避難者に対し県内で行うことを基本とし、要請がある場合は、島根県と連携し、島根県の避難住民の避難退域時検査も行う。                  県は、放射性物質が放出された後に緊急時モニタリングの結果により必要があると判断された場合、UPZ外の主要経路沿い等に避難退域時検査会場を設置し、避難住民を避難所に受け入れるまでの間に、避難住民の避難退域時検査及び必要に応じて簡易除染を行う。                  また、主要経路沿い等で避難退域時検査を実施しなかった避難住民については、避難先地域内に設置する予備会場で検査を行う。                  避難退域時検査を終了した住民に対しては、終了した旨の証明書を発行する。</p> <p>イ 避難退域時検査会場                  避難退域時検査は、あらかじめ定めた会場で行うが、会場が使用できない場合には次の基準に基づき代替会場を確保し、行うものとする。県は、代替会場の確保が円滑に行われるよう、施設管理者等の協力を得るとともに訓練等を通して理解を得る。                  ① 広い駐車場を有している。                  ② 住民検査を行うための検査スペースが確保できる。（荒天時における避難者の負担を軽減するため体育館等の屋内又は半屋内の駐車場等であることが望ましい。）</p>	<p>b 交通路の確保                  県は、主要な橋梁、トンネル等のあらかじめ確認すべき箇所を定め、それら箇所の異常の有無を早期に把握するとともに、必要に応じて応急復旧及び啓開作業を実施する等警察とともに交通路の確保を行う。</p> <p>ケ 略</p> <p>(新設)</p> <p>コ 略</p> <p>(3) 避難退域時検査                  避難退域時検査については、被ばく医療実施の前提と位置づけ、避難者に対し県内で行うことを基本とし、要請がある場合は、島根県と連携し、島根県の避難住民の避難退域時検査も行う。                  県は、放射性物質が放出された後に緊急時モニタリングの結果により必要があると判断された場合、UPZ外の主要経路沿い等に避難退域時検査会場を設置し、避難住民を避難所に収容するまでの間に、避難住民の避難退域時検査（体表面汚染スクリーニング及び物品のスクリーニング）及び必要に応じて簡易除染を行う。                  また、主要経路沿い等で避難退域時検査を実施しなかった避難住民については、避難先地域内に設置する予備会場で検査を行う。</p> <p>(新設)</p>	
--	---	--

<p>③ 構内及び施設への出入口が複数ある。(車両や住民が一方通行することが可能であり、汚染の拡大防止を図ることができる。)</p>	
<p>ウ 検査手順</p> <p>① 自家用車やバス等の車両を利用して避難等をする住民の検査は、乗員の検査の代用として車両の検査を行う。</p> <p>② 車両がOIL4以下でない場合には、乗員の代表者に対して検査を行う。</p> <p>③ 乗員の代表者がOIL4以下でない場合には、乗員の全員に対して検査を行う。</p> <p>④ 検査の結果、OIL4以下でない乗員については簡易除染を実施し、それでもOIL4以下にならない場合は医療機関等へ搬送して除染を行う。</p>	<p>(新設)</p>
<p>エ 利用施設や周辺環境等への放射性物質の飛散等の防止</p> <p>避難退域時検査の実施にあたり、利用施設や周辺環境等に放射性物質の飛散・付着・浸透を防止するため、県は次のとおり対策を行う。</p> <p>(7) 体育館等での避難住民の検査</p> <p>床面や壁面を養生シートやポリエチレンシートで覆うことにより放射性物質の付着を防ぐ。</p> <p>(イ) 屋外での車両除染</p> <p>車両を除染する際に用いる洗浄水が周囲に飛散しないように飛散防止措置を講じる。また、使用した洗浄水・汚染付着物については回収し、原子力事業者へ引き渡しを行う。</p>	<p>(新設)</p>
<p>オ 避難退域時検査用資機材の標準化と一括管理</p> <p>避難退域時検査を迅速かつ適切に実施するために、平時から資機材の標準化と一括管理を行う。</p>	<p>(新設)</p>
<p>カ 避難退域時検査会場の表示及び整備</p> <p>県は、避難退域時検査会場として指定した施設に、避難退域時検査会場であることを表示する。また、避難退域時検査の実施にあたっての必要な小規模修繕（施設のUD化等）、WI-FIの整備等を行う。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(4) 医療の提供</p> <p>ア 原子力災害医療体制</p> <p>県（福祉保健部）は、災害対策本部の下部組織として医療救護対策本部を設置する。</p>	<p>(4) 医療の提供</p> <p>ア 被ばく医療体制</p> <p>県（福祉保健部）は、災害対策本部の下部組織として医療救護対策本部を設置する。</p>

平成30年1月19日

医療救護対策本部は、オフサイトセンター（医療班）と調整し、原子力災害医療機関と連携して、原子力災害医療、必要な防護対策（安定ヨウ素剤の投与等）を行う。

## イ 治療、搬送

## (7) 原子力災害医療活動

## a 略

## b 原子力災害医療協力機関における対応

被ばく傷病者等の初期診療及び救急診療、被災者の放射性物質による汚染の測定や救護所への医療チームの派遣など原子力災害医療や県が行う原子力災害対策等の支援を行う。

## c 原子力災害拠点病院における対応

原子力災害時において、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。

拠点病院は、原子力災害医療派遣チームを有し、原子力災害が発生した道府県等において救急医療等を行う

## d 高度被ばく医療センターへの搬送

県は、原子力災害拠点病院で対応できない高度専門的な診療及び治療が必要な患者について、高度被ばく医療センターと受入を調整する。

県は、消防局等で搬送が困難な場合は、消防庁に搬送手段の確保を要請する。

## e 原子力災害医療・総合支援センターへの要請

県は、国の原子力災害現地対策本部及び原子力災害医療・総合支援センター等と調整を行い、原子力災害医療チームの派遣を要請する。

## (1) 略

## ウ 安定ヨウ素剤の服用

(略)

ただし、避難の際に一時集結所等で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難等の理由により事前配付を希望する者に対しては、事前配付を受けた安定ヨウ素剤の服用に有無を確認し、必要な対応を行う。

## エ 略

## オ 医療の確保

## (7) 略

## (1) 国の原子力災害医療派遣チーム、県内医療機関等からの派遣及

医療救護対策本部は、オフサイトセンター（医療班）と調整し、被ばく医療機関と連携して、緊急被ばく医療、必要な防護対策（安定ヨウ素剤の投与等）を行う。

## イ 治療、搬送

## (7) 緊急被ばく医療活動

## a 略

## b 初期被ばく医療機関における対応

汚染の有無にかかわらず搬送されてきた患者に対して一般の救急医療の対象となる傷病への対応を行う。

## c 二次被ばく医療機関における対応

初期被ばく医療機関で対応が困難な被ばく患者に、線量測定、除染処置及び専門的な医療対応を、必要に応じて入院診療により行う。

## d 三次被ばく医療機関への搬送

県は、初期及び二次被ばく医療機関で遂行困難な高度専門的な除染及び治療が必要な患者について、三次被ばく医療機関と受入を調整する。

県は、消防局等で搬送が困難な場合は、消防庁に搬送手段の確保を要請する。

(新設)

## (1) 略

## ウ 安定ヨウ素剤の服用

(略)

## エ 略

## オ 医療の確保

## (7) 略

## (1) 国の緊急被ばく医療派遣チーム、県内医療機関等からの派遣及



<p>び県外の医療救護班の応援を受ける。</p> <p>カ、キ 略</p> <p>(5) 避難所 ア 避難施設の指定 (7) 避難所 県及び市町村は、一定の要件を備えた施設を避難施設としてあらかじめ指定し確保する。 指定に当たっては、市町村の地域防災計画及び国民保護計画で指定された避難施設を活用する。 <u>県は避難先として指定した避難所の施設状況や周辺生活情報の地誌資料を整備する。</u></p> <p>(イ) 略 (ウ) 放射線防護対策施設 放射線防護対策を実施した施設等については、屋内退避の可能期間を考慮した上で、他の施設等からの受け入れや避難又は他の施設への転院等を判断するものとする。 <u>放射線防護対策施設の管理者は、原子力災害を考慮し、7日間の食糧、燃料等の備蓄及び補給方法を検討しておく。また、県は、必要とされる食糧、燃料等の備蓄に対する支援を行う。</u> <u>なお、屋内退避を継続するにあたり備蓄食糧・燃料等の不足が見込まれる場合、県が物資の補給を行う。</u></p> <p>イ 避難施設の開設運営 (ア)～(エ) 略 (オ) <u>家庭動物（ペット）</u>の避難 避難所の開設者は、避難所に<u>家庭動物（ペット）</u> 收容のためのスペースを確保する。 家庭動物（ペット）の收容スペースの管理運営は、避難住民自らが行うことを基本とする。 県は、<u>家庭動物（ペット）</u>の健康管理のため、獣医師による巡回指導体制を確立する。</p> <p>(カ) 略</p> <p>ウ 略</p> <p>(6) <u>避難経路の確保</u> 県は、<u>避難経路として使用する道路が損傷した場合は、建設事業者の協力を得て、早急に応急復旧等を行う。そのため、これら作業</u></p>	<p>び県外の医療救護班の応援を受ける。</p> <p>カ、キ 略</p> <p>(5) 避難所 ア 避難施設の指定 (7) 避難所 県及び市町村は、一定の要件を備えた施設を避難施設としてあらかじめ指定し確保する。 指定に当たっては、市町村の地域防災計画及び国民保護計画で指定された避難施設を活用する。</p> <p>(イ) 略 (ウ) 放射線防護対策施設 放射線防護対策を実施した施設等については、屋内退避の可能期間を考慮した上で、他の施設等からの受け入れや避難又は他の施設への転院等を判断するものとする。</p> <p>イ 避難施設の開設運営 (ア)～(エ) 略 (オ) ペットの避難 避難所の開設者は、避難所にペット收容のためのスペースを確保する。 ペット收容スペースの管理運営は、避難住民自らが行うことを基本とする。 県は、ペットの健康管理のため、獣医師による巡回指導体制を確立する。</p> <p>(カ) 略</p> <p>ウ 略</p> <p>(新設)</p>	
--	--	--

に使用する資機材の備蓄やがれき等の仮置き場の確保についてあらかじめ調整を行う。

避難者は、避難時に使用している道路の損傷や撤去が必要な車両等を見つけた際は、道路管理者、市及び県にその旨を連絡する。

(7) 仮設住宅等  
ア～ウ 略

エ 旅館・ホテル

県及び市は、必要に応じて旅館・ホテル等を避難所としての借り上げ、要配慮者等の避難者に提供する。

(8)～(11) 略

(12) 広報・情報伝達

ア 方針  
(略)

この際、要避難地域の住民に対する避難指示の確実な伝達、状況の推移とそれに応じた住民の情報ニーズへの対応、要配慮者等及び一時滞在者に十分な配慮を行う。また、避難中の住民に対して、必要な情報（空間放射線量、避難所情報等）などの各種情報を提供する。

なお、広報活動の際には、外国人にもわかりやすい平易な日本語の使用や外国語への自動翻訳を前提として表現を使用するとともに、音声読み上げ機能による視覚障がい者等への情報伝達にも配慮する。

イ 情報伝達・広報の役割分担

OFC	略
EMC	略
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動等について、情報伝達するとともに、地元報道機関、インターネット等の多様な広報手段を通じて県民に広報する。</li> <li>OFC所管外の情報（避難生活に関連する情報等）を広報する。このうち、共通内容については、県で作成し、市町村等に広報を依頼する。</li> </ul>
市町村	略

(6) 仮設住宅等  
ア～ウ 略

(新設)

(7)～(10) 略

(11) 広報・情報伝達

ア 方針  
(略)

この際、要避難地域の住民に対する避難指示の確実な伝達、状況の推移とそれに応じた住民の情報ニーズへの対応、要配慮者等及び一時滞在者に十分な配慮を行う。また、避難中の住民に対しても必要な情報を伝えられるようにする。

イ 情報伝達・広報の役割分担

OFC	略
EMC	略
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動等について、情報伝達するとともに、地元報道機関、インターネット等の多様な報道手段を通じて県民に広報する。</li> <li>OFC所管外の情報（避難生活に関連する情報等）を広報する。このうち、共通内容については、県で作成し、市町村等に広報を依頼する。</li> </ul>
市町村	略

鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）新旧対照表

平成30年1月19日

ウ 略  
 エ 広報体制の整備  
 (ア)、(イ) 略  
 (ウ) 広報手段  
 ホームページ（携帯電話でも利用可能）、緊急速報メール、あんしんトリピーメール、ツイッター、原子力防災アプリ等により行うとともに、テレビやラジオ、新聞などの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得ながら行う。  
避難中の住民に対しても、道路標示板、ラジオ、原子力防災アプリ、避難支援ポイント等で情報提供を行うとともに、速報性を有しない避難生活関連情報等の提供については、新聞を活用した広報を行う。  
 また、広域避難所の管理者は、避難所にいる避難住民への広報（情報提供）を行う。  
 (エ) 略

オ 略  
 (13)～(15) 略  
 (16) 安全管理  
 ア 防災業務関係者の安全管理  
 県は、防災対策に従事する防災業務関係者等の安全管理を行うとともに県職員の被ばく管理を適切に行う。  
 ※参考 人事院規則 10-5（放射線防護に係る指標）

区分等	災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する場合		放射線障害を防止するための緊急を要する作業に従事する場合	
実効線量	① 5年間	100mSv	100mSv	
	② 1年間	50mSv		
	③ 3 か月 (女性)	5mSv		
	④ 妊娠中の女性(内部被ばく)	1mSv	—	
等価線量	眼の水晶体	1年間	150mSv	300mSv
	皮膚	1年間	500mSv	1Sv
	腹部表面	妊娠中の	2mSv	—

ウ 略  
 エ 広報体制の整備  
 (ア)、(イ) 略  
 (ウ) 広報手段  
 ホームページ（携帯電話でも利用可能）、あんしんトリピーメール、ツイッター等により行うとともに、テレビやラジオ、新聞などの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得ながら行う。  
避難中の住民に対しても、道路標示板、ラジオ、避難支援ポイント等の情報提供を行う。とともに、速報性を有しない避難生活関連情報等の提供については、新聞を活用した広報も行う。  
避難所にいる避難住民への広報（情報提供）は、広域避難所の管理者による広報も行う。  
 (エ) 略

オ 略  
 (12)～(14) 略  
 (15) 安全管理  
 ア 防災業務関係者の安全管理  
 県は、防災対策に従事する防災業務関係者等の安全管理を行うとともに県職員の被ばく管理を適切に行う。  
 ※参考 人事院規則 10-5（放射線防護に係る指標）  
 ①実効線量で 50mSv  
 ②ただし、事故現場において緊急作業を実施する人々が、災害に発展する事態の防止及び人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合は、実効線量で 100mSv  
 ③また、作業内容に応じて必要があれば、等価線量で眼の水晶体については 300mSv、皮膚については 1Sv

	女性	
<p>イ 運送事業者等の運転手等の被ばく管理          県は、運送事業者に対して避難住民の輸送を求める場合、運転手等の安全確保に配慮するものとする。また、運送事業者は、運転手等の被ばく線量が年間1mSv（実効線量）を越えないよう管理するものとする。  <u>県は、運転手等の防護措置に必要な資機材（防護服、手袋、靴カバー、防塵マスク、個人線量計、安定ヨウ素剤（予防服用））を整備するとともにあらかじめ定めた方法により運送事業者に配布を行う。</u></p> <p>5 避難実施体制          (1) 危機管理体制          ア 災害警戒本部          島根原子力発電所より、警戒事象発生の通報があった場合等、災害警戒本部及びモニタリング本部（原子力環境センター・西部総合事務所）を設置する。</p> <p>イ 災害対策本部の設置等          (ア) 略          (イ) 災害対策本部の下部組織等の設置          災害対策本部が設置された場合、災害対策本部事務局に原子力班を設置する。          県は、国によるEMCの立上げに協力するとともに、職員を派遣するものとする。          医療救護対策本部及び要配慮者等対策本部を災害対策本部の下部組織として、福祉保健部に設置する。          モニタリング本部を災害対策本部の下部組織として、生活環境部（原子力環境センター）に設置する。</p> <p>(ウ) (エ) 略          (オ) 災害対策本部地方支部          災害対策本部が設置された場合、中部総合事務所に地方支部を設置する。          地方支部は、当該管轄における防護措置と避難住民の支援を行う。</p> <p>(カ) 略</p> <p>イ～エ 略</p>	<p>イ 運送事業者等の運転手等の被ばく管理          県は、運送事業者に対して避難住民の輸送を求める場合、運転手等の安全確保に配慮するものとする。また、運送事業者は、運転手等の被ばく線量が年間1mSv（実効線量）を越えないよう管理するものとする。</p> <p>5 避難実施体制          (1) 危機管理体制          ア 災害警戒本部          島根原子力発電所より、警戒事象発生の通報があった場合等、災害警戒本部及びモニタリング本部（衛生環境研究所・原子力環境センター・西部総合事務所）を設置する。</p> <p>イ 災害対策本部の設置等          (ア) 略          (イ) 災害対策本部の下部組織等の設置          災害対策本部が設置された場合、災害対策本部事務局に原子力班を設置する。          県は、国によるEMCの立上げに協力するとともに、職員を派遣するものとする。          医療救護対策本部及び要配慮者等対策本部を災害対策本部の下部組織として、福祉保健部に設置する。          モニタリング本部を災害対策本部の下部組織として、生活環境部（衛生環境研究所）に設置する。</p> <p>(ウ) (エ) 略          (オ) 災害対策本部地方支部          災害対策本部が設置された場合、西部総合事務所を除く総合事務所に地方支部を設置する。          各地方支部は、当該管轄における防護措置と避難住民の支援を行う。</p> <p>(カ) 略</p> <p>イ～エ 略</p>	

## 鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）新旧対照表

平成30年1月19日

<p>オ OFCへの要員派遣  (ア)～(イ) 略  (エ) 県OFC連絡要員  本庁各部局及び西部総合事務所より、OFC連絡要員を派遣する。OFC連絡要員は統轄監の業務を補佐するとともに県災害対策本部と連携して鳥取県ブースの管理運営を行う。OFC連絡要員は、県災害対策本部に情報を連絡するとともに、OFC内の関係機関との調整を行う。</p> <p>カ 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>オ OFCへの要員派遣  (ア)～(イ) 略  (エ) 県OFC連絡要員  本庁各部局及び西部総合事務所より、OFC連絡要員を派遣する。OFC連絡要員は県災害対策本部と連携して鳥取県ブースの管理運営を行う。OFC連絡要員は、県災害対策本部に情報を連絡するとともに、OFC内の関係機関との調整を行う。</p> <p>カ 略</p> <p>(2) 略</p>	
---	--	--

